

# 全国障害者スポーツ大会参加に関するQ&A

## ～精神障害者・支援者向け必読～

全国障害者スポーツ大会は、障害者（手帳原則）の「社会参加のスポーツ祭典」です。クラブチームのスポーツ競技大会ではなく、都道府県・指定都市の住民の対抗スポーツ祭典です。都道府県名・都市名のユニフォームで参加し、都道府県・指定都市名で応援します（住民票地での参加が原則）。必読書は「全国障害者スポーツ大会競技規則集」です。

Q1 全国障害者スポーツ大会の卓球競技に出場したいですが、どうしたら出場できますか？

A1 全スロ個人競技卓球競技（精神）は、都道府県及び指定都市から男性1名・女性1名が出場できます（全国大会開催地の出場選手は複数名）。各都道府県及び指定都市で選考予選会が開かれることが多いです。詳しくは、各都道府県障害者スポーツ協会等にお問い合わせください。

Q2 全国障害者スポーツ大会のバレーボール（精神）競技は、なぜ男女混合なのですか？

A2 我が国の精神障害者スポーツ人口は男性が多く、全スロバレー（身体・知的）のように男女別にしてしまうと、女子選手が集まらず、女子チームが成立しない地域が多くあると思われます。女性の社会参加が阻まれることなく、スポーツに取り組みたい女性の意向を尊重し、男女が助け合いながら競技できるよう、全スロ団体競技バレー（精神）は男女混合にしています。

Q3 私はA県B市に居住しています（住民票あり）。通院している精神科病院は隣のC県内にあり、外来受診とデイケアに通っています。私はA県チームあるいはC県チームに所属してブロック大会や全国障害者スポーツ大会に出場することができますか？

A3 「全国障害者スポーツ大会競技規則集」によると「①住民票がある都道府県あるいは指定都市のチーム（選手団）で出場できる ②通学している学校、入通所施設がある都道府県・指定都市チーム（選手団）でも出場することができる」と記載があります。この「入通所施設」とは、「医療機関ではなく、社会福祉施設が望ましい」と考えられており、現在、関係機関が「入通所施設」の定義基準を検討中です。なお、②では一般就労や障害者雇用先は対象としませんので、ご注意ください。

Q4 私はD県E市に居住して（住民票あり）、地元の精神障害者バレー（精神）チームに所属しています。そのチームがD県代表となり、ブロック予選会に出場しましたが、負けました。優勝はD県内の指定都市F市チームでした。でも私は全国障害者スポーツ大会にどうしても出たいので、同じ県内の指定都市F市に転居（住民票を移動）してF市チームに所属すれば、全国障害者スポーツ大会に出場することはできますか？

A4 「全国障害者スポーツ大会競技規則集」によると、「ブロック予選会で優勝できなかった都道府県あるいは指定都市チームの選手は、他の都道府県あるいは指定都市チームに属しても、その年の全国大会には出場できない」という規則があります。よってあなたが指定都市F市に住民票を異動し、指定都市F市に転居（住民票異動含む）してF市チームに移籍したとしても、あなたはその年の全国障害者スポーツ大会へのエントリーはできないことになります。

Q5 私は G 県の指定都市@@H 市のチームで活動していますが、選手が5名です。G 県チームも選手が5名だそうです。両者で合同チーム（選手団）を作つてブロック予選会、全国障害者スポーツ大会に出ることはできますか？

A5 「全国障害者スポーツ大会競技規則集」によると、「指定都市とその道府県において単独でチーム編成ができない場合には合同チームとして（ブロック予選会から）出場できる」とあります。よって合同チームはブロック予選会前に設立されていなければなりません。ブロック予選会に G 県と G 県内の指定都市 H 市が出場して（あるいはどちらかが出場して）、優勝した後に選手が少なくなったとしても、ブロック予選会後には G 県と県内の指定都市 H 市の合同チーム（選手団）を作ることはできません。なお、合同チーム（選手団）を編成する場合は、どちらの自治体を名乗るのか、派遣費の扱いについて等、道府県と指定都市で十分に協議をしてください。

Q6 全スポ大会ブロック予選会に出場することになりました。私は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の両方を所持しています。しかし手帳には写真が貼ってあるので、手続きに使用したくありません。自立支援医療受給者証を使用していいですか？

A6 「全国障害者スポーツ大会競技規則集」によると、出場の主たる資格は精神障害者保健福祉手帳であり、手帳を所持していない方に限つて自立支援医療受給者証の使用も認めています。よつて手続きは手帳を優先してください。

Q7 全スポ大会ブロック予選会や全国障害者スポーツ大会（精神）に出場する際の資格は、精神障害者保健福祉手帳のみになる、と噂で聞きましたが、そうなりますか？

A7 全国障害者スポーツ大会は障害のある方が参加する社会事業（社会参加促進）です。自立支援医療通院者の中には、精神障害があまりなく精神疾患に罹患しているだけの方も含まれています。よつて、障害の有無は精神障害者保健福祉手帳の有無で判断することが望ましいと考えています。なお今後の規定や運用については現在、関係機関で検討中です。

Q8 今度、初めて全国障害者スポーツ大会に出場しますが、私は長期の遠征や旅行は初めてです。注意することはありますか？

A8 全国障害者スポーツ大会は、3~5泊と長期に及び、行動時間もタイトで多忙な日々になります。加えて、慣れない遠距離行動や公共交通機関の利用、宿泊、環境、試合のストレスもかかりますので、大会への参加前から生活リズムの調整や体調の確認、服薬励行など十分に準備（例：宿泊体験・合宿体験）をしておきましょう。心配ごとがある場合は帯同してくれるスタッフに事前から相談しておきましょう。

Q9 私が所属しているチームは、今年初めて県代表となり、ブロック大会に出場できることになりましたが、ユニフォームには「〇〇俱楽部」と表示されています。チームの名称で出場はできないのですか？

A9 ブロック予選会および全国障害者スポーツ大会は、自治体の代表として出場する大会です。よつて、ユニフォームには都道府県名か指定都市名の表示があることが原則です。各大会の要項では自治体名の表示が必須だと定められている場合もありますので、ご確認ください。なお、令和9年度から（公益財団法人）日本パラスポーツ協会が定める「ユニフォーム規程」が施行される予定であり、自治体名の表示必須も含めたユニフォーム規程が運用されます。全スポ大会では同じ都道府県等の身体・知的チームを積極的に応援しましょう。